館報 白根

編集発行人 谷川存惣太
新潟県中蒲原郡
発行所 白根町中央公民館
印刷所 [illegible]印刷所

町の戸籍
12月31日現在

人口	27,597人
世帯数	5,918
(4月以降)	
出生	658人
死亡	298人
結婚	462件

桜町 下塩俵 分町は認めない
県が調停案を示す

県の町村合併調整委員は、昨年四月十八日、白根町大字鷲ノ木新田の一部分（通称桜町）と、大字下塩俵に係る、白根町と黒埼村との境界変更の争いについて実地調査を行った結果、昨年十一月十八日桜町と下塩俵の区域は境界変更しないという調停案を示し、白根町と黒埼村に同案受諾の勧告があった。これに対し白根町議会は、昨年十二月町会で調停案の受諾を決議。同七日庭山町長はこの旨の回答書を県知事に提出した。

調停案（要旨）

白根町大字鷲ノ木新田の一部（通称桜町）および大字下塩俵の区域は、境界変更しないものとする。

その理由——

桜町、下塩俵の区域は中ノ口川を隔てて、対岸の黒埼村の中心部と密接な関係にあり、同地区内にある橋によって往来し、交通的には黒埼村内を通る電車、バス路線を利用することが多く、日常生活面でも同村とのつながりが深い。しかし行政的には白根郷と呼ばれて、あらゆることは緊密な連絡をとって運営されてきた。このブロックは合併すべき地理的条件におかれ、合併の実現をみたことはきわめて当然のことだった。本件は往々他にある行政区画の不明確からくる分離問題とは異り、中ノ口川という自然の境界が存在し、よほどの理由のない限り境界変更すべきでないとおもわれる。

また、白根町は合併により、適正な規模の自治体となり、合理的な財政運営により今後行政効率の向上が期待され、住民の福祉増進に寄与すものとおもわれ、本区域の農業にしても、白根郷として同一経営体にあり、農業政策上からも白根町として同一区域であることが適正である。ことに桜町は農業倉庫があり、町の数千町歩に及ぶ耕地の排水口に当り大規模の排水設備が設けられており、このまま新町の建設に努力すべきだという意向の住民も数多いとおもわれ、町としても最適の地に伴う諸種の不便を除くよう努力するということがうかがえるので、この意欲をそぐような結果となる分離は新白根町のために行うべきではない。

学童の委託問題は、両町村間の正式な委託契約によらなかったとはいえ、黒埼村の学校に就学してきた慣行もあり、白根町は従来のように就学出来るよう黒埼村に懇請し、黒埼村においても大乗的見地から快くこれを容れて、義務教育の遂行に支障のないように配慮することを要望する。

教育問題は今後も接渉 両町村の理解と良識で……

分町問題に対しこの調停は両町村が調停案を受諾するという文書を知事に提出したとき成立するわけだが、黒埼村は十二月同村議会で調停案の受諾拒否を決議した模様。

しかし、調停が成立すると否とにかかわらず、今後の両町村間には別段変りがあるわけでない。なお、学童の通学問題については、両町村教育委員の話合いにより、適切な処置がとられることとなろう。

	人口	戸数
下塩俵	三二三	五〇
桜町	三三五	五九

庭山町長の話

白根町は国県の指導によって合併した自治体であり、行政施策は、すべて新町建設計画にそって地域住民の福祉増進のため努力しており、また、行政区と土地改良区域は密接な関係にあり分町問題の解決は、今後も黒埼村と誠意をもって話し合ってゆきたい。

いままでの経過 論争の

桜町と下塩俵の区域は、大野町と密接な関係があるから白根に合併するより、黒埼村へ分村して合併したいという希望があり、新白根町となってからも分町派は関係機関に分町を認めるよう陳情、請願等の運動が続けられた。

両町村間の争論解決がつかず、昨年四月、白根町役場で県の町村合併調整委員の実地調査が町の役場で行われ、関係区域の代表が意見を開陳した。（以下はその要旨）

▼分町賛成
①分町運動は合併以前より続けている。②役場が遠く支所はあっても行政施策の浸透力が弱い。③経済、交通電信電話郵便、文化等すべての生活面で大野町につながる。④三十余年前から小中学生は大野の小、中学校へ通学、分町しなければ新入生は入学を拒否される

▼分町反対
①合併前、白根郷と呼ばれ行政的に緊密な関係にあった。②農業関係、とくにかんがい排水等の共益性は不可分。③就学問題は教育的立場から解決すべきで、分町の政治的手段に利用すべきでない。

共通の廣場を
—新年を迎えて—
関根行治

教育関係者は一般に小市民性が残存し、交際範囲が狭いといわれている。近代社会の未成熟もさることながら、さまざまの職場の人たちと集って意見を交換するサロンの伝統がない。これでは視野が狭くなり、ともすれば日和見と独善が生れ易いわけである。

共通の広場という言葉があるが、その気持に強く同感がもてる。私どもにはいままで、さまざまの人が集って意見を交換し、それによってお互にひざをつき合せて語る機会は少なかった。外面から印象批評をやって、なんとかいってもはじまらぬのである。それぞれの専門家や、別の立場の人の話をよく聴いてみると、自分がいかに偏見をいだいていたかがよくわかる。

たとえば、共通の広場ができたといわれているPTAの問題をとり上げてみる。そこで期待されるのは多様性ということであるが、ともすればあるがままの一部父兄に迎合するか、理解がないときめつけてしまうかの現象が起きる。これは偏見であって、あらゆる考え方を通して子供の幸福への道を探究すればよいのである。このとき個個人の個有性は尊重されなければならない。これは最近問題化している勤務評定をはじめ、すべての問題についていえるのである。

これらすべての問題についての各人各説であることと同時に、まとまってもゆかねばならぬことは、一見、矛盾している。従ってあらゆる角度から考え、どんな反対意見にも一応耳をかたむけ、一致に近いところまでお互に忍耐しなければならない。

思想や年令や性別や職業のいかんを問わず、話し合いにより、それぞれの個性で一致した部分、そうでない部分との限界をお互にきわめ、虚心に協力実行することが、さしあたり教育を一歩前進せしめるうえに大切な条件であるまいか。

問題を市広く、人間的に考えることができず、すべてを、分類とレッテルでたやすく割り切ることがどれだけ教育関係者をかたわにし、教育社会をいびつにしているかしれない。私は近ごろ、中立とはいったい何かをあらためて考えることがある。よく教育は中立的であらねばならぬといわれるが、それは右でも左でもない、まん中の安定を意味するのであろうか。私はそうは思わない。バランスのとれた精神への無限の努力を意味するのではなかろうか。いいかえれば、中立とは、動揺不安定のうちに耐強く生き抜く生命そのものだといってよかろう。

[illegible]初日影
今年は明らかに
[illegible]と思う

教育上にも問題が山積して、きびしい年と予想される昭和三十三年を迎えての、一教育行政担当者の自己批判の一端である。（町教育長）

支所を廃して駐在室
〃役場事務機構〃の再編成

町役場では、昭和三十三年一月一日から役場事務機構の整備と、全支所を廃止して〃駐在室〃を各地区に設置し、財政自主再建計画の基本方針にそって、行・財政の運営を合理的、能率的な機構に次のように再編成した。

▼本庁の事務機構
出納室、歳入係、歳出係、物品出納係
総務課、庶務係、財政係、消防係、選挙係
税務課、町民税係、資産税係、徴収係、管理係
民生課、厚生係、公衆衛生係、環境衛生係、国民健康保険係
戸籍課、戸籍係、住民登録係
土木課、土木係、建築係、水道係
経済課、農政係、農産係、商工係、統計係
委員会、議会事務室、議会事務室は従来のまま選挙管理委員会事務は総務課で兼任。
農業委員会事務は支所取扱いを廃して事務局に一本化した。
教育委員会事務局は従来のまま。

▼出先機関
駐在室、新飯田、庄瀬、臼井、大郷、鷲巻、根岸、小林の八ヵ所。（所管区域は旧支所の区域をそのままとした）

駐在室の事務の取扱いは、一般事務はすべて本庁で行い、戸籍、住民登録、印鑑の届けや、[illegible]の請求は駐在室で取り次ぐことになる。

また町税の納期前後に、本庁から出納員を各駐在室および集合徴収場所に出張徴収にあたる。

農業委員会の事務は駐在室を単位として嘱託員を通じ一定の日割りを組んで係員を派遣し、申請事件を処理する。

本庁と駐在室間の連絡は逓送夫を二名置いて毎日一回の連絡をする。

▼部落嘱託員制度
部落毎に嘱託員を置き、嘱託員は部落の推薦により町長が任命する。嘱託員の身分は特別職とし条例によって報酬を支給することになっている。

新入生の保護者へ

今年新しく小、中学校に入学の各家庭では、新入学の日を楽しみにお待ちのこととおもいます。

昭和三十三年四月に小学校へ入学する児童は昭和二十六年四月二日から同二十七年四月一日までの出生児で、中学校へ入学する生徒は、昭和二十[illegible]年四月[illegible]の間の児童です。

各家庭には入学通知書を一月下旬に発送しますが、もし、前記期間出生児で通知がなかったなら、至急各地区駐在室に連絡してください。（白根地区は直接教育委員会事務局へ）なお、就学猶予児童、生徒は教育[illegible]

紙上デッサン展

「初日の出」　伊藤榮一

白根町の有権者二万五百

白根町の有権者数は昨年十二月二十日確定した名簿によれば、それによると、男九、三〇八、女一一、〇九八計二〇、四七八で、前回より二六四増したことになる。

農委選挙人名簿の縦覧
一月二十日～二月三日

町の農業委員の選挙人名簿の縦覧は、昭和三十三年一月二十日から十五日間、白根町役場総務課に毎日午前八時三十分から午后五時まで行われるので、関係者は縦覧願います。

町会メモ

白根町議会十二月定例会は十二月六日招集、上提議案二十一件（内議案撤回一件）請願二件を可決、採択、十二日閉会した。

主な可決議案

◉境界変更に関する争論の調停案について（別段詳掲）

◉白根町住民登録条例について
本町の区域内に住所を定めたとき、本町の区域内に住所変更したとき、その他住民票の記載事項に変更を生じたとき等は届出が必要である旨を規定している。

◉白根町工場誘致条例について
本町内に工場の新設または拡充を行うものに、町が便宜を供与することを規定している。

◉一般会計、特別会計歳入歳出追加予算について

◉三十一年度一般会計特別会計歳入歳出決算について（継続審議）

× × ×

余筆

▼新しい年が訪れてもう旬余の日が過ぎた。正月はいいものである。上戸は大ッピラに呑めるし、下戸は下戸なりにまた楽しい▼白根町の大半は新正月を実行したようだが、とにかく新正月に切り替えてよかったとおもう▼私たちの日常生活とは、切り離すことのできなくなってしまった新聞やラジオを、時期的なズレを感じないで、すなおに感受できる▼待っていた遠い友人、近くの知人からの年賀状が、元旦の朝早く届いたことが何よりも嬉しい。この賀状を一枚一枚丁寧に読み、家族で友のことをうわさし合うのも正月の楽しさだ▼子供らにせがまれてトランプの仲間入りをさせられ、童心にかえって興ずるのも正月なればこそだ▼こんなとき、フト心の片すみに幼なかったころが思い浮んで、過ぎた日への激しい懐しさにとらわれる。こんな和やかさがいつまでも続いて欲しい▼しかし、新しいカレンダーの前に「ことしこそ」とおごそかな決意を固めるのだが、凡人の悲しさでつい十分の一も実行できない▼正月はいいものだ。すべてが新鮮で、平和で、楽しくすがすがしい。